

ホールボランティアの会会則

第一条（会の名称）

この会は、「ホールボランティアの会」（以下、本会という）という。

第二条（目的）

本会の目的は、以下のとおりとする。

- 1 第22回国民文化祭・とくしま2007を機に、ホールボランティアとして学んだスキル、経験を活かし、徳島県内でホールボランティア活動を行い、もって徳島の文化活動の支え手として、本県の文化向上に寄与する。
- 2 会員のホールスタッフとしての資質の向上を目指すとともに、会員間の親睦、交流を図る。

第三条（活動）

本会の活動は次のとおりとする。

- （1）県・市町村・関係団体等と連携して、ホールボランティア活動を行う。
- （2）スキルアップのための研修会へ参加あるいは企画・開催する。
- （3）会員間の情報交換と交流を行う。
- （4）その他本会の目的達成のために必要な活動を行う。

第四条（入会及び退会）

本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書（別記様式）を本会に提出する。

- 2 登録事項に変更があった場合は、すみやかに本会に連絡する。
- 3 会員は、その意思を書面にて表示し、任意に退会することができる。なお、会員が死亡した場合は、本会から退会したものとみなす。

第五条（役員）

本会に次の役員を置く。

- （１）代表 1名
- （２）お世話役 若干名
- （３）会計監事 2名

第六条（役員を選出）

前条の役員は、総会において会員の中から選出する。

- 2 役員任期は定例総会から1年間とする。但し、再任は妨げない。
- 3 役員に欠員が生じた場合は、役員会で補充することができ、その任期は、前任者の残任期間とする。

第七条（役員の仕事）

代表は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 お世話役は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計監事は、本会の会計を把握し、年1回会計監査を実施し、総会にその報告を行う。

第八条（特別顧問）

本会に、第二条の目的を達成するため、特別顧問を置くことができる。

第九条（定例総会の開催）

定例総会は原則として年1回開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、代表の招集により開催する。
- 3 総会は、事業報告・会計報告・事業計画、その他の重要事項を審議決定する。
- 4 総会の議長は、代表が務める。
- 5 決議は、出席者の過半数をもって決定する。

第十条（会費）

会費は原則徴収しないが、活動に際し運営費が必要な場合は、その都度参加会員から徴収する。

第十一条（その他）

本会の運営に必要な細部の事業については、代表が適宜、お世話役と協議の上決定し、実施する。

付 則

この会則は、平成20年5月24日から適用する。